

吉祥苑短期入所生活介護利用料について

(平成29年4月1日からの算定)

※吉祥苑短期入所生活介護はユニット型個室です

(1)介護保険給付対象サービス

| | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-----------------|------|------|------|------|------|
| 介護料 | 677 | 743 | 814 | 880 | 946 |
| 夜勤職員配置加算(Ⅱ) | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 自己負担金(1日) | 701 | 767 | 838 | 904 | 970 |

※自己負担金×利用日数に介護職員処遇改善加算 8.3%が加算されます
収入、預貯金額により自己負担額が10%又は20%となります。

(2)介護保険給付対象外サービス

◎食材費・居住費は全額自己負担となります。

但し、所得に応じ、認定区分がございます。(市役所にご確認ください)

《介護保険負担限度額認定証》で確認を行います。

| | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 | 第4段階 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 食材費 | 300 | 390 | 650 | 1,380 |
| 居住費 | 820 | 820 | 1,310 | 2,005 |
| 自己負担金(1日) | 1,120 | 1,210 | 1,960 | 3,385 |

※食事料金につきましては、3食で1,380円(内訳:朝食350円 昼食530円 夕食500円)と
なっております

| 設定区分 | 対象者 |
|------|---|
| 第1段階 | 生活保護者等 |
| | 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 |
| 第2段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下 |
| 第3段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超 |
| 第4段階 | 市区町村民税課税世帯 |

◎その他、自己負担となるもの

○テレビ使用料・・・1日につき50円(備え付けです)

○電気毛布使用料・・・1日につき50円(持ち込みです)